

返戻金制度

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

(1)直接雇用日(入社日)から30日未満で退職の場合、紹介手数料の50%を返金

(2)直接雇用日(入社日)から31日以上60日未満で退職の場合、紹介手数料の20%を返金

※ただし、派遣就労期間が6ヶ月以上あり当該派遣スタッフの就業実績を確認している場合は、本払戻制度は適用しないこととする。